

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和五年八月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十一号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（令和五年三月奈良県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地域住民等)

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- 一 施設区域の全部が地縁による団体の区域に含まれる場合は、当該地縁による団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者
- 二 施設区域の一部が地縁による団体の区域に含まれ、かつ、当該施設区域の残部が地縁による団体の区域に含まれない場合は、当該施設区域の一部が含まれる地縁による団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者並びに当該施設区域の残部が含まれる町又は字の区域に居住する者及び当該町又は字の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者
- 三 施設区域の全部が地縁による団体の区域に含まれない場合は、当該施設区域が含まれる町又は字の区域に居住する者及び当該町又は字の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者

(太陽光発電施設の設置に係る土地の形質の変更)

第四条 条例第五条及び第六条に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さか二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

四 前三号のいずれにも該当しない切土又は盛土であつて、当該切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(許可を要しない場合)

第五条 条例第六条ただし書に規定する規則で定める場合は、新設又は増設をしようとする太陽光発電施設が、太陽電池モジュールと一体となつた照明の設備、防犯カメラその他の小規模な設備に該当する場合とする。

(設置許可申請書等)

第六条 条例第七条に規定する申請書は、設置許可申請書(第一号様式)によるものとする。

2 条例第七条に規定する規則で定める図面等は、次に掲げるものとする。

一 位置図、区域図及び配置図

二 土地の平面図及び断面図(土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更の場所を明らかにしたものに限る。)

三 現況写真

四 擁壁の構造図(第九条第一項第一号又は第二号に規定する場合であつて、擁壁を設置するときに限る。)

五 排水施設の平面図(第九条第一項第一号又は第二号に規定する場合であつて、排水施設を設置するときに限る。)

六 維持管理及び保守点検に関する計画

七 連絡体制に関する計画

八 廃止時の撤去に関する計画

九 太陽光発電施設の構造図

十 環境に及ぼす影響についての調査等の実施を証する書面(条例第八条第一項(条例第十一条第四項において準用する場合を含む。))に規定する調査等を行った場合に限る。)

十一 地域住民等に対する説明会の実施記録(条例第九条第一項(条例第十一条第四項において準用する場合を含む。))に規定する説明会を開催した場合に限る。)

十二 第九条第二項各号に掲げる規定による許可の申請又は届出の状況に関する書類
(これらの規定の適用を受ける太陽光発電施設の設置をする場合に限る。)

十三 その他知事が必要と認める書類

3 条例第七条第十号に規定する規則で定める事項は、太陽電池の合計出力とする。
(環境に及ぼす影響についての調査等の手続等)

第七条 条例第八条の規定により行う調査等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続等により行わなければならない。

一 申請に係る太陽光発電施設の設置が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合(同法第五十四条第一項の規定により同法第二章から第九章までの規定が適用されない場合を除く。)
同法第一条に規定する手続等

二 申請に係る太陽光発電施設の設置が奈良県環境影響評価条例(平成十年十二月奈良県条例第十一号)第二条第二項に規定する対象事業に該当する場合
同条例第一条に規定する手続等

三 前二号のいずれにも該当しない場合
騒音、水の濁り、土地の安定性、反射光、生態系、景観等の環境の構成要素に係る項目ごとの調査等の手続等として知事が定めるもの

(地域住民等への説明等)

第八条 条例第九条第一項の規定による設置等計画及び説明会の実施状況の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 条例第九条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り地域住民等の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

3 前項の説明会の内容は、次に掲げる事項とする。

一 設置等計画に関する事項

二 条例第八条第一項に規定する調査等の結果及び同条第二項に規定する適正な配慮に関する事項

三 その他知事が必要と認める事項

(設置許可の基準)

第九条 条例第十条第一項第一号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設区域に条例第六条第一号に掲げる区域(同条第二号から第六号までに掲げる

区域を除く。)が含まれる場合(条例第五条に規定する太陽光発電施設の設置の場合に限る。)は、当該太陽光発電施設の設置をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがないと認められる水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。

二 施設区域に条例第六条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が土砂災害により損壊し、県民の生命又は身体に著しい危害(当該太陽光発電施設の損壊に起因する建築物若しくは工作物の損壊又は避難上の支障によって生ずるものを含む。)が生ずるおそれがないこと。

三 太陽光発電施設の設置に起因する反射光等により、当該施設の周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

四 太陽電池モジュールを支持する工作物の構造等の安全を確保する措置並びに太陽光発電施設の設置の工事及び維持管理等につき適正な水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。

2 条例第十条第一項第二号の規則で定める規定は、第一号から第九号までに掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定並びに第十号から第十二号までに掲げる条例の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定で太陽光発電施設の敷地に係るものとする。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項

二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項及び第五条第一項

三 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第三項及び第三十三条第

一項

四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項

五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項及び第二項並びに第三十五条の二第一項

六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第一項

七 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第四項及び第二十八条第一項

八 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十条、第三十七

条第一項及び第三十九条第一項

九 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項及び第十二条第一項

十 奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十月奈良県条例第二十三号）第十七条第三項及び第十九条第一項

十一 奈良県自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）第二十三条第四項及び第二十五条第一項

十二 奈良県砂防指定地管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）第三条及び第六条

（変更の許可等）

第十条 条例第十一条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更

二 施設区域の縮小

三 太陽光発電施設の出力又は太陽電池の合計出力の減少

四 施設区域内における太陽電池モジュールの面積又は数の減少その他生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと知事が認める変更

2 条例第十一条第二項に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とし、同項に規定する申請書は変更許可申請書（第二号様式）とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 許可年月日及び許可番号

三 太陽光発電施設の設置の場所

四 変更の事項、内容及び理由

五 設置許可の基準を満たすために講ずる措置

3 条例第十一条第二項に規定する規則で定める図面等は、第六条第二項各号に掲げる図面等のうち、変更に係るものとする。

4 条例第十一条第三項の規定による届出は、軽微変更届出書（第三号様式）によるものとする。

（工事の届出）

第十一条 条例第十二条の規定による届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面によるものとする。

- 一 工事の着手 工事着手届出書（第四号様式）
- 二 工事の完了 工事完了届出書（第五号様式）
- 三 工事の中止 工事中止届出書（第六号様式）
- 四 工事の再開 工事再開届出書（第七号様式）

2 前項第二号の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事写真
- 二 その他知事が必要と認める書類

（地位の承継等）

第十二条 条例第十三条第三項の規定による届出は、地位の承継届出書（第八号様式）によるものとする。

（維持管理の基準等）

第十三条 条例第十四条第一項及び第十六条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光発電施設及び擁壁、排水施設その他これらに類する工作物について、良好な状態を常に維持するとともに、維持管理の体制を整備すること。
- 二 設置等許可を受けた者にあつては、条例第十四条第二項に規定する保守点検を実施した後、同項に規定する記録を速やかに作成し、当該記録を作成した日から起算して三年を経過する日までの間、当該記録を保管すること。
- 三 施設区域若しくはその周辺における土砂災害その他の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、太陽光発電施設の損壊その他の施設区域の危険な状態に起因する生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障（以下「太陽光発電施設の損壊等に起因する支障」という。）の発生を防止に必要な対応を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係する地方公共団体に対し情報提供を行う体制が整備されていること。

四 事故若しくは前号に規定する土砂災害その他の災害により、太陽光発電施設の損壊等に起因する支障が発生した場合に、当該太陽光発電施設の復旧その他施設区域に係る危険の除去のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係する地方公共団体に対し情報提供を行う体制が整備されているこ

と。

2 条例第十四条第三項の規定による報告は、事故又は災害が発生した日から起算して三十日以内に、事故等報告書（第九号様式）を提出してしなければならない。

3 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 位置図及び配置図

二 事故等状況写真

三 その他知事が必要と認める書類

（立入検査の身分証明書）

第十四条 条例第十八条第二項に規定する証明書は、身分証明書（第十号様式）によるものとする。

（その他）

第十五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

設置許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例 { 第5条 } の規定により、許可を申請
第6条
します。

新設・増設の別 (該当する□にレ印を付すること。)		<input type="checkbox"/> 新設	
		<input type="checkbox"/> 増設	既存施設の発電出力： kW
太陽光発電施設の設置の場所 及び設置区域の位置 (土地の地番は、全筆記入すること。)			
設置区域の面積		m ²	
太陽光発電施設の出力		kW	太陽電池の合計出力 kW
太陽光発電施設に係る事業の内容 及び当該事業の実施の予定の期間		売電（設備 ID _____）・自家消費・その他（ _____ ） 年 月 日 ~ 年 月 日	
設置等 計画に 関する 事項	設置規制区域内に 設置する理由		
	設置許可基準を満たす ために講ずる措置		
	設置工事着手予定年月日	年 月 日	設置工事完了予定年月日 年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日	施設廃止予定年月日 年 月 日
	関係法令の手續状況		
	維持管理等計画		
	設置等計画の公表方法		
太陽光発電施設の構造			
環境に及ぼす影響についての調査等			
地域住民等への説明等状況			
担当者		所属・氏名	
		連絡先	TEL: E-mail:

第2号様式（第10条関係）

変更許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第11条第1項の規定により、変更の許可を申請します。

1 設置許可の概要

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令 第 号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)		

2 変更の事項、内容及び理由並びに設置等許可基準を満たすために講ずる措置

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更理由		
設置等許可基準を満たすために講ずる措置		

3 その他

環境に及ぼす影響についての調査等	<input type="checkbox"/> 調査あり	<input type="checkbox"/> 調査なし
関係法令の手續状況	<input type="checkbox"/> 手續あり	<input type="checkbox"/> 手續なし
地域住民等への説明	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
地域住民等への説明を行わない場合は、その理由を記入		
設置等計画の変更	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 変更なし
担当者	所属・氏名	
	連絡先	TEL: E-mail:
事務処理欄※		

- 備考 1 変更事項、変更内容及び変更理由は、変更のある項目について記入すること。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

第3号様式（第10条関係）

軽微変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第11条第3項の規定により届け出ます。

1 設置許可の概要

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令	第	号
太陽光発電施設の設置の場所 （土地の地番は、全筆記入すること。）				

2 変更の事項、内容及び理由

項目		変更前	変更後
変更事項	設置許可を受けた者の 氏名及び住所 （法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地） （注1）		
	施設区域の範囲		
	太陽光発電施設の出力等		
	太陽電池モジュール等		
	その他の変更		
変更の理由			

3 その他

関係法令の手續状況		<input type="checkbox"/> 手續あり	<input type="checkbox"/> 手續なし
担当者	所属・氏名		
	連絡先	TEL:	E-mail:
事務処理欄（注2）			

注1 太陽光発電施設の譲受け等により地位が承継された場合の設置許可を受けた者の氏名等の変更は、この届出によることなく、地位の承継届出書（第8号様式）を提出しなければなりません。

注2 事務処理欄は、記入しないでください。

第4号様式（第11条関係）

工事着手届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事に着手しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	奈良県指令 第 号
太陽光発電施設の設置の場所 （土地の地番は、全筆記入すること。）	
設置工事着手年月日	年 月 日
設置工事完了予定年月日	年 月 日
施工業者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者氏名）
	電話番号
	責任者氏名
	緊急連絡先
担当者	所属・氏名
	連絡先 TEL: E-mail:
事務処理欄※	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第5号様式（第11条関係）

工事完了届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事が完了しましたので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	奈良県指令 第 号
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日
太陽光発電施設の設置の場所 （土地の地番は、全筆記入すること。）	
工事期間中の事故・苦情等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
有の場合その内容及び講じた措置	
担当者	所属・氏名
	連絡先 TEL: E-mail:
事務処理欄※	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第6号様式（第11条関係）

工事中止届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事を中止しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	奈良県指令 第 号
工事中止年月日	年 月 日
工事再開予定年月日	年 月 日
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	
工事を中止する理由	
工事中止に当たって講ずる措置	
担当者	所属・氏名
	連絡先 TEL: E-mail:
事務処理欄※	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第7号様式（第11条関係）

工事再開届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置の工事を再開しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日	
許可番号	奈良県指令	第 号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)		
工事再開年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
工事を再開する理由		
施工業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	
	電話番号	
	責任者氏名	
	緊急連絡先	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	TEL: E-mail:
事務処理欄※		

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第8号様式（第12条関係）

地位の承継届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第13条 第1項 第2項 の規定による地位
の承継をしたので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令	第 号
太陽光発電施設の設置の場所 （土地の地番は、全筆記入すること。）			
被承継者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者氏名）		
承継者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者氏名）		
	電話番号		
	担当者名		
	緊急連絡先		
メールアドレス			
施設承継年月日	年 月 日		
承継する理由			
維持管理等計画の公表方法			
関係法令の手續状況	<input type="checkbox"/> 手續あり	<input type="checkbox"/> 手續なし	
地域住民等への説明状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
地域住民等への説明を行わない場合はその理由を記入			
設置等計画	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 変更なし	
事務処理欄※			

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第9号様式（第13条関係）

事故等報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

報告者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令 第 号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)		
事故・災害等発生日時	年 月 日	時 分
事故・被災の原因・内容		
周辺地域への影響		
応急対応・復旧等の状況		
事故等対応担当者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
復旧等完了年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定
事務処理欄※		

- 備考 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、事故等の報告の対象となる太陽光発電施設の設置許可の許可年月日と許可番号を記載すること。
- 2 「復旧完了年月日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」のにレ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」のにレ印を付すこと。

第10号様式（第14条関係）

（表）

第 号	身分証明書
所属 職名 氏名	写真
上記の者は、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（令和5年3月奈良県条例第42号）第18条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
奈良県知事	印

（裏）

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査）

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置等許可を受けた者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他の必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に設置等許可を受けた者の事務所、太陽光発電施設その他の関係場所に立ち入らせ、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。